

コード番号
12-A-078

2013年9月26日

公益財団法人 庭野平和財団
理事長 庭野欽司郎 殿

2012年度(平成24年度) 庭野平和財団活動助成 最終報告書

立教大学大学院キリスト教学研究科

特任教授 池住義憲



I. 研究概要

【名称】「宗教間・文化間『対話』を通したアジアの共存と平和
～～国連プロジェクト『文明の同盟』のアジアにおける実践と今後」

【主催】立教大学大学院キリスト教学研究科（委員長 竹原創一）
立教大学SFR単独プロジェクト研究（代表 池住義憲）

【期間】2011年4月～2013年8月（2年5ヶ月）

【目的と内容】

軍事的手段でなく徹底した「対話」を通して異なる宗教・文化・民族間での協力精神を育み、寛容と尊重を共通基盤として共存と平和を作り出すことを目的とした国連プロジェクト『文明の同盟』（注1）がある。異なるコミュニティ間、異なる宗教間、異なるグループ間での協力精神を育み、寛容と尊重を共通基盤として共存と平和を作り出すことを目的としている。その方法は軍事的手段ではなく徹底した「対話の促進」である。

本研究は国連プロジェクトではないがその“アジア版”ともいべきもので、民衆の実践とアジアのNGOや教育研究機関の実践に焦点を当てる。具体的には、フィリピン、カンボジア、スリランカ、イラクのアジア4カ国において実践されている「宗教間・文明間衝突や対立、葛藤の克服」、「相互の寛容と尊重の促進」、「共存関係の構築」の取り組みの4事例を選定した。

これらの実践例を日本ならびにアジアのNGOと協力して分析・検証し、個別的および普遍的理念・原則・方法論等を考察した。その結果を具体的提言としてまとめ、アジアにおける今後の更なる「共存」と「平和」づくりのために、今後日本が果すべき役割を明らかにし、その担い手（人材）を育成・輩出することを目的とした。

II. 四つの事例研究とその方法

1. フィリピン：ミンダナオ・ムスリム自治区バシラン州での平和づくりの取り組み
ムスリム・ミンダナオ自治区バシラン州で日本の NGO アジア保健研修所 (AHI、Asian Health Institute、愛知県日進市) と協力して地元 NGO (Nagdilaab Foundation、ミンダナオ島バシラン州) が取り組んでいる平和づくりを取り上げた。

1970 年頃より自治と独立を求めるグループとフィリピン国軍の間で武力紛争が続
き、多くの犠牲と荒廃をもたらし、何よりもコミュニティ間に深い悲しみと怒りと不
信感が生じている地域である。政府はこの紛争を武力で終結させようとしたが出来ず、
次に政府の開発事業によって紛争を鎮めようとしたが、それには地元の人びとが関わ
ることがなく、慈善事業に過ぎないと受け止められた。

こうした状況のなかで Nagdilaab は、持続的な平和を達成するのは地元の人びとの
参加が不可欠なこと、武器を捨て隣人を信頼すること、生活状況を改善するために協
働することを考えの基本に据え、「平和の文化」を創り出すための教育活動に力点を置
き、草の根の平和づくりを進めている。

現在も武器を用いた紛争が続いているバシラン州のイスラム教徒住民、キリスト教
徒住民、Nagdilaab、AHI が平和構築へ向けて、多様な関係者と協力して非暴力でど
のように取り組んでいるかを調査、記録、分析した。

2. カンボジア：シェムリアップ州北部での村づくり、健康づくり

元ポル・ポト派支配地域および境界地域であったシェムリアップ州の 3 つのコミュ
ンを選定した。フィリピンと同様にアジア保健研修所 (AHI) と協力して平和づくり
に取り組んでいる地元 NGO (PADEK、Partnership for Development in
Kampuchea、プノンペン) の活動を事例として取り上げた。

1960 年代から 20 年以上に及んだ内戦と 3 年半にわたったクメール・ルージュ時代
(ポル・ポト時代) を経たカンボジアは、信頼の薄れた社会となり、人びとは自信を
失い、家族やコミュニティにおける信頼まで失った。PADEK はこうした中で、地域
の紛争や問題は地域の中で解決することを目指して紛争解決委員会をつくり、村落開
発活動に平和づくりの要素を組み込んで活動を行っている。

PADEK が 10 年近くにわたって積み上げてきた住民自助グループ、地方行政、
PADEK と AHI の協力により、平和構築への取り組みを調査、記録、分析した。

3. スリランカ：非暴力による民族紛争解決へ向けた取り組み

2009 年 5 月中旬に民族紛争が終結したが今なお問題が山積し、人口の約 7 割を占める
仏教徒のシンハリ人と約 2 割のヒンドゥー教徒のタミル人が対立している。そのな
かで国際 NGO 「非暴力平和隊」 (NP、Nonviolent Peaceforce) は、地域住民と共に
非暴力解決に向けてどのように取り組んでいるかを考察した。約 26 年 (1983 年 7 月
～2009 年 5 月) 続いた内戦の終結は、平和的話し合いでなくスリランカ政府軍の軍事
制圧で終わった。

NP は内戦後半の 2003 年 6 月から 2011 年末までの約 9 年間にわたって、暴力レベ
ルを引き下げること、和平協議の過程中の民間人の安全を高めることと協議の過程に

民間人参加の可能性を高めること、暴力紛争の再発阻止など、第三者による非暴力介入を行った。地域の人たちが安心して自分たちの主張ができ、非暴力で平和のための活動ができる「スペース・空間」と「環境」を創り出すこと、それに必要な側面的支援活動を行った。紛争解決のための主張と行動はその地域・国の主人公である人たちが行うべきである、と考えているからであった。本事例研究では、地域住民とともにNPが取り組んだそうした活動を調査、分析した。

4. イラク：キルクーク市ラパリーン地区での草の根からの平和づくりの取り組み

アラブ、クルド、トルクメン、アッシリヤなど多様な民族と宗教の背景を持つ人びとが住み、且つ歴史的な経緯と石油資源の利権がらみの対立が懸念され、イラクのなかでも最も治安の悪い地域の一つとなっている北部キルクークのラパリーン地域を選定した。地域外の政治的な思惑によって民族や宗教の違いがことさらにあおられ、無用な対立が生み出されている地域である。

この地域で、2009年から日本のNGOである日本国際ボランティアセンター（JVC、Japan International Volunteer Center、東京）は、イラク現地NGO（INSAN Iraqi Society、キルクーク市）をパートナーとして活動を行っている。INSANとJVCは互いに連携し、地域住民同士が話し合いを通してお互いの「違い」よりも「共有できること」を確認して一体感を得る機会づくりを行った。また、将来のイラク社会を担う子どもたちが民族や宗教を超えて平和の大切さを体感できるよう、「子どもたちとくる地域の平和ワークショップ」を行った。本事例研究では、こうした活動を調査、記録、分析した。

III. 研究活動の成果

1. 研究活動全般について

地域住民の非暴力による平和づくり取り組みは、これまでほとんど記録されていない。記録され歴史に残っているのは、その時々の為政者・権力者の視点からのものがほとんどである。

今回の研究は、今まで記録されていない、語られていないアジアの草の根の人々の非暴力による平和づくりの取り組みに焦点を当てた。紛争解決の主体者である紛争地域当事者（草の根の人びと）のナマの声を掘り起こして記録・分析・検討し、政治的思惑や外部からの押し付けでなく、当事者視点からの考え方・原則・方法等を探求した。

2年間（2011年4月～2013年3月）にわたるフィリピン、カンボジア、スリランカ、イラク4カ国の実践調査研究と国際シンポジウム（2013年3月開催、於：立教大学）での話し合いから、草の根の人びとの非暴力による平和づくりに重要な共通した考え方・理念・原則・方法が見えてきた。以下、研究から得られた「教訓・学び」を記すが、その前に研究全般についていくつかの点について述べておきたい。

1) 「平和なコミュニティとは？」の問いかけ

本研究のカンボジア事例にある村人たちへの調査は、興味深い。「平和とは？」という概念・考え方に関するやりとりだけでなく、「平和なコミュニティとは？」という問い合わせに村人一人ひとりの声が記録されている。

村人は、自らの生活実態から「戦争がないこと」「暴力がないこと」に始まって、「基本的な暮らし」、「健康」、「教育」、「人権」、「平和的な紛争解決の方法」などを、「平和なコミュニティ」の具体的指標として語っている。「学校、病院、家屋など基本的なインフラやサービスの必要性」、「食べ物、健康、収入などの基本的なニーズが満たされること」、「知識を高めることや子どもたちが学校に通うこと」、「環境保護」、「家庭内暴力がないこと」、「地方行政リーダーからの保護」、「表現の自由（特に政党所属に関する自由）」、「人々の団結・協力」、「地域発展のためのグループ間での経験の共有」など、彼／彼女らの日常の生活感覚から語られている。

平和づくりは、紛争地域の人たちが「平和なコミュニティ」をどのように捉えるかによって、具体的活動が決まってくる。以下に記す「教訓と学び」は、そうした視点から見えてきたものである。

平和を「暴力の不在または低減」と捉え、暴力には直接的・構造的・文化的の3つの形態があるとするヨハン・ガルトウングの考え方は、本研究でも根底をなしている。平和の定義や平和の概念を学術的・理論的に更に深めることも大切であるが、本研究は既存の平和に関する定義・理論を前提として置くのではなく、紛争地域の草の根の人たちのナマの声から学び考えることを重要視した。

2) 「紛争問題」の捉え方

紛争の原因は、不公平で偏った権力、教育や仕事の機会の偏在、食料や土地など資源分配の不公正などが原因で起こっているにも拘らず、宗教間・民族間の戦いとして捉えられがちである。現実に多くの紛争が宗教間あるいは民族間の戦いにすり替えられている。

紛争・対立が起こるのは、宗教および文化が異なっているからではない。紛争の多くは外部からの政治的思惑や意図などによって宗教間・文化間対立として煽られ、その結果、問題が単純化され、紛争の真の原因・実態が隠蔽される。

イラク事例では、「地域外の政治的思惑によって民族や宗教の違いがことさら煽られ、無用な対立が生み出されている」と報告している。フィリピン事例でも、「もともと資源が原因の紛争が民族グループ間の紛争に置き換えられ、今日に至っている」とある。

国連など国際社会は、紛争の原因をそれぞれ異なる宗教・民族・文化の衝突としてとらえ、その解決のためには「宗教間・文化間対話」が必要だ、という枠組みを多用している。本研究は、紛争をこうした枠組みで捉えるのではなく、地域の実情・実態そのものに向き合って紛争を捉えることを重視した。そして、紛争地域の人たちがどのように自らの生活の向上や自分たちの地域の開発活動を行いながら、紛争解決のために不公正な構造そのものを地域のレベルから変えていくこうとしているかに注目した。

3) 「本研究枠組みの妥当性」への疑問と再検討

本研究のタイトルは、当初、「宗教間・文化間対話を通したアジアの…」と表記した。

国連など多くの国際機関が紛争解決のために必要な枠組みとして多用している表現である。本研究は、そうした国連が設定した枠組みの“アジア版”であるとした。

国際機関の多くは、紛争解決に「宗教間・文化間対話が必要だ」とする考え方方に依拠している。これは、サミュエル・ハンチントンの理論（『文明の衝突』、1996年）が前提となっている。個々の文化は均質であり、互いに対立し、透過性を欠く。戦争が勃発するのは、イデオロギーまたは経済的・政治的な利害によって隔てられた国々の間ではなく、相対する文明によって隔てられた国・民族・宗教の間で起こる、とする考え方である。

紛争の解決は、宗教間・文化間対話によって達成されるのではない。上から理念的に与えられた枠組みは、果してこれまでどの程度、どの紛争地域で紛争解決に寄与してきたか。紛争当事者は、それぞれの宗教伝統の中で具体的な生活を送っている人間である。自分の宗教や文化がどのようなものであるべきかは、具体的な紛争を解決しようと相互に努力する過程において各人が再発見し、再認識していくものである。

2年間の研究活動で明らかになったことは、本研究がそうした国連というマクロレベルで提示した枠組みを、あたかも普遍的に妥当な紛争解決のための前提にしたことである。本研究の枠組み設定そのものの妥当性が問われ、これがきっかけとなって再検討を行った。そして、「宗教間・文化間」という枠組みそのものが紛争原因を単純化し隠蔽している現実を改めて据え直し、以下に記す教訓と学びを得るに至った。

4) 「社会の公正が伴う平和」(Justpeace) という考え方

3月9日開催の国際シンポジウムで、カンボジア事例報告にあった「社会の公正にもとづいた平和」(Justpeace)について話し合われた。社会の公正が伴うとき平和があり、社会が公正でなければ平和は訪れない、という考え方である。本報告書ではカンボジア事例にある NGO (PADEK) が行なう平和づくり枠組みの前提条件となっている考え方である。

Justpeace の Just は「公正・正義」を意味する。自分たちの地域だけの公正・正義でなく、他の地域・社会・国の公正・正義も当然含む。Justpeace (社会の公正にもとづいた平和) はこうした意味を持つ Just と Peace (平和) を合わせて一語にした言葉である。本研究全体の根底を成す重要な考え方となった。

シンポジウムの後半、日本人参加者から、先住民族であるアイヌの人たちの土地収奪と差別の歴史および日本が他国に対して行っている開発援助の実状を挙げて、「ある人・ある地域を犠牲にして成り立っている平和・繁栄の上に立っている私たち…」との発言があった。私たち（日本人）は自らの平和と繁栄のために他の地域の人たちの平和を犠牲にして成り立っているのではないか、Justpeace を壊しているのではないか、それは平和と言えるのか、という指摘であった。大切な問題提起であったのでここに書き留めておく。

2. 研究活動の成果（教訓・学び）

1) 「紛争解決の主体者」は、紛争地域の住民当事者である

紛争を解決する主体者は、紛争地域でそれぞれ様々な宗教伝統・文化のなかで具体的な生活を送っている当事者である。紛争の激しさなど状況の違いはあっても、そこに住む人の中にはなんとかしたいと思っている人たちが必ずいる。

カンボジア事例では、「トップレベルのリーダーや制度は変わっても、カンボジアの村人はその土地に住み続ける。差し迫った共通のニーズ・課題を取り口にしてより強い住民組織をつくることが持続的な開発と平和づくりの確かな基盤となる。共通の目標に向かって問題を解決していくプロセスで、グループメンバーは自分自身の中にそしてお互いに自信と信頼を築いていく。このような基盤に平和づくりを組み入れていくことは有効で持続的である」と報告している。

スリランカ事例でも、「紛争解決の主人公は地域住民であり、紛争解決のための主張と行動はその地域・国の人たちが行うべきである」としている。平和・正義は外から押し付けられるものではなく、また外からの組織・グループが紛争を“解決”するのではないことが強調されている。

2) 「暴力」は更なる不信感と憎悪を募らせ、暴力を拡大・激化させる

フィリピン事例（ミンダナオ島バシラン州の2つのバランガイ）は、暴力が暴力をいかに拡大・激化しているかを示している。MNLFによるモロの人たちの権利を訴える武力闘争が、クリスチャンとムスリムコミュニティ間の不信感を引き起こし、そしてクリスチャンを武装化させることにより、政府がムスリムの人たちのクリスチャンに対する不信感と憎悪を募らせた。もともと資源が原因の紛争は、このようにして民族グループ間の紛争に変えられ、暴力が暴力を生んでいる。

スリランカ事例でも、ノルウェーの仲介により停戦合意が成立した後に政府軍とLTTE相互間の暴力が戦闘を激化させ、2009年5月の政府軍による武力による完全制圧と内戦終結後も人びとの間に不信感を募らせた。紛争の原因は様々な事由から起きた暴力からきており、暴力を暴力で取り除こうとする限り、暴力の連鎖を断つことはできないどころか暴力を拡大・激化することを示している。

3) 住民が日常の現実課題に共に取り組むことが「対話」のスペースを生む

4つの実践事例はいずれも、家庭内暴力、ゴミ処理、土地境界線をめぐる紛争、食料不足、村びと間の協力不足など具体的な問題や紛争を解決しようとして、宗教・文化の違う人たちが互いに努力しているプロセスを示している。

宗教の差異があつて紛争が起るから宗教について知り合うという順序ではなく、具体的な紛争を解決しようと努力するプロセスにおいて、自分たちの宗教や文化がどのようなものであるかが再認識・再構築されていく。そのプロセスを通して相手の宗教や文化への尊敬が生まれる。4つの実践事例は、具体的な場で地域の人たちが一緒に取り組むことによって「対話」のスペースが生まれることを証明している。一つひとつ問題に対して「対話」を通して協働することが相互の信頼を深め、平和づくりとなっていることを示している。

4) 「コミュニティ組織化」は、草の根の人々が積極的に開発と平和づくりに関わる出

発点である

カンボジア事例では、村人からなる自助グループ（SHG）、村レベルの調整役である村開発委員会（VDC）、村のボランティアで特定の課題分野に関する知識と技術訓練を受けた村の専門家／委員会を組織して、地域内の紛争を地域内で解決する活動を行っている。これらの組織は村人たちが自分の意見を表す場となっており、過去のこと、現在のこと、困っていることを話し合う。コムニーンレベルではコムニーン紛争解決委員会（CCRC）を組織し、創意工夫をこらした方法で平和づくりと紛争解決に取り組んでいる。地域内での日常的「対話」を通して紛争予防・紛争解決に努め、信頼と自信の回復のための努力している。

イラク事例でも、住民参加型調査（PRA）で見出した地域内の問題に対する活動計画を具体化する組織として、地域住民の代表者からなる地域委員会（CC）を NGO の協力・支援を受けて組織した。家庭から出るゴミの処分方法や学校設備の不足、公的医療施設の診断時間の短さなど日々の生活に関わる問題を「対話」を通して話し合うことにより、地域の一体感を生み出している。

コムニティ組織化は、地域の人たちが積極的に地域開発と平和づくりに関わる出発点となっている。

5) 多くの異なる関係者による「協働」と「ネットワークづくり」は、共通課題の解決と平和な開発実現に有効である

平和づくりは、紛争解決の主体者である紛争地域に住む当事者の意欲的な取り組みが基盤となる。それをどれだけ広くその地域の人たちおよび行政も含めた関係者を巻き込んでいくことができるかが鍵となる。多くの異なる関係者による協働とネットワークづくりは、地域の具体的な共通課題の解決に有効で、人びとの信頼と自信を取り戻すことに繋がる。

スリランカ事例でも、対話を通した非暴力による紛争解決のために、地元政府の官吏、農村開発協会、農民・漁民団体など紛争地域で立場の異なる当事者間の幅広いネットワークづくりを大切にしている。外部から介入する第三者は、立場の異なる当事者間の「橋渡しの役割」を果たすことが鍵であることが示されている。

6) 平和づくりのあらゆる活動に「教育」を含めるべきである。全てのレベルの人たちが紛争の根本原因を理解し、共通の責任と感じ、平和実現のために具体的な技術を学ぶことが必要である

コムニティ組織化とともに、平和教育が平和づくりの出発点となる。フィリピン事例では、①草の根の平和教育を通して紛争を根本から変えていくこと（Conflict Transformation）、②生活と経済、統治や治安改革などを支援し、人間の安全を保障すること（Human Security）、③様々な立場のアクターをつなぐ参加型リーダーシップを育てること（Bridging Leadership）の3つの概念的枠組みを重要視し、実践して成果を挙げている。

カンボジア事例では、NGO（PADEK）が村／コムニーン紛争解決委員会（CRC）のメンバーに紛争原因分析の仕方、関係者の紛争解決への関わらせ方、平和的な解決

の選択肢の示し方など、具体的に草の根の人々がどのように平和を築いていくか、そのための教育・研修を行い、効果を上げている。

イラク事例でも、次項に記述する「子ども平和ワークショップ」を継続して開催し、何によって争いが起きるのか、争いを暴力によらずにどのように解決するかを学び、子ども同士のけんかにおいても対立がけんかにまで発展しないように「対話」を通してお互いを理解するやり方を体験する平和教育を行い、効果をもたらしている。

7) 「子どもたちを対象とした平和教育活動」の地域への波及効果・影響は大きい

イラク・キルクーク市ラパリーン地区で数回実施された小学生を対象にした「子ども平和ワークショップ」は、内容も絵画・作品制作・楽器演奏・合唱・演劇（寸劇）など多彩多様で、身体を動かして平和の大切さを体感する出会いと交流の場になっている。子どもたちの取り組みから発展して、兄弟姉妹・保護者・近隣の人々・学校関係者など広く周囲の人びとを巻き込み、地域住民の一体感を得ることに資している。

8) 次世代の子どもたちに平和教育を推進する「ファシリテーターの役割」が重要である

平和づくりは、紛争の歴史が長い分だけ、解決するのにも時間がかかる。暴力と戦争文化のなかで育った若者や子どもたちに対して、4つの事例はいずれも「平和の文化」を創り出すために早いうちから平和教育活動を行うことを重要視している。平和づくりにとって必須であることを示している。様々な立場の関係者をつなぎ、次世代の子どもたちが平和文化へ移行することを可能にする「ファシリテーターの役割」が求められている。

9) すべてのコミュニティ活動の中に「平和づくり」と「紛争解決の要素」を組み込む

平和は、人々の基本的ニーズが満たされない状態では実現できない。しかしひずが満たされるだけでは、本当の平和にはならない。平和は、戦争がないだけではなく、社会の公正・正義を伴った広い社会開発の側面を含んでいる。カンボジア、フィリピン、スリランカ、イラクは今も紛争に直面しており、今だ平和づくりのプロセスにある。紛争中あるいは紛争後だけでなく、戦闘のない時にもコミュニティ活動の中に平和づくりと紛争解決の要素を組み込むことが大切である。

そして、「暴力の文化」を「平和の文化」に変えていくには、関わる人々の長期にわたる高いコミットメントが必要である。

10) 外部から介入する第三者は、次の原則・行動規範が大切である

- ① 如何なる状況においても非暴力的手段と非暴力戦略のみを用いること（非暴力）
- ② 紛争に関わっているいずれの側にも立たず、活動はどちらの当事者にも利用できること（政治的立場をとらない）
- ③ 地元の招きによって入国し、地元のガイダンスの下でのみ活動すること
- ④ 紛争解決の結果が暴力的でないことを確実にすることを除いては、紛争解決の結

果に影響を及ぼす取り組みはしないこと（不干渉）

- ⑤ 如何なる個人・グループの信望を傷つけないよう努めること（尊重）
- ⑥ 暴力そのものに反対し、暴力の原因を理解するよう努めること
- ⑦ すべての当事者からの善意と受け入れを求める（認可）こと
- ⑧ 「対話」を通した非暴力による紛争解決のためには、紛争のいずれの側からの信頼を得ること
- ⑨ 紛争の当事者が優先されること。紛争の解決はそれに直接関わっている人たちによってのみ可能であると考えること
- ⑩ 國際的仲介者としてのNGOの役割は、紛争の当事者たちが紛争を解決することを支援することを原則とすること
- ⑪ 活動・介入は、コミュニティ、文化、歴史と人々の経験に基づいてなすべきであること

IV. 今後の課題

本研究は、2年間という限られた研究期間で、且つ研究事例も四カ国4事例に限定して行なわれたものであった。この研究から得た草の根の「非暴力による平和づくり」の理念・原則・方法を一般化・普遍化することは、適当でないかも知れない。しかし、フィリピン、カンボジア、スリランカ、イラクそれぞれの紛争地域に居住する人々の日常生活とその中の平和づくりの取り組みは、状況の違いはあっても、他の紛争地域にも参考となる。IV項「まとめ」に記された10の「教訓と学び」は、実際に草の根の人びとの生き様・日常の生活実践から生み出された「生きた指標」（ガイドライン）として、今後、他地域でも広く活用されることを望みたい。

計画していたことで出来ないこともあった。当初は、事例調査という「実践」（コンテキスト）からの学びと併行して、「理論」（テキスト）の研究も行なう予定であった。具体的には、第一に、WCRP（世界宗教者平和会議）において議論されている「Shared Security」概念とその課題・可能性を探ること、第二に、歴史を見る「宗教間対話・協力」言説の諸問題について、第三に、ヨハン・ガルトゥングの「平和理論」ならびに非暴力行動としての「市民的抵抗」について、であった。

第二の歴史を見る「宗教間対話・協力」言説の諸問題については、1893年の万国宗教会議（The World's Parliament of Religions）から1945年に至るまで、西洋において「諸宗教」間の「対話・協力」がいかなる主体によって、いかなる観点から、いかなる言説を用いて語られてきたか、そしてその西洋中心主義的な言説が1945年以降どのような否定的な影響を現在に至るまで及ぼし続けているか、を検討するものである。特に現在まで活動を続けている世界宗教者平和会議（WCRP）や国際自由宗教連盟（IARF）に着目し、現在の「宗教間対話・協力」言説の諸問題を解明する糸口を探ることを目的としていた。これら三つの「理論」（テキスト）研究は、今回諸般の事情により割愛せざるを得なったが、重要なテーマ・内容であるので今後の機会に譲りたい。

以上